

二 發生及解決年月日

發生 昭和十二年三月二十九日

解決 四月七日

三 事業主側

1. 名稱 合資會社 深川鉄工所

2. 本社並所屬工場所在地

深川區新大橋一ノ一九

3. 事業主ノ住所氏名

深川區新大橋一ノ一九 代表社員 根本

4. 事業ノ種類 諸機械製作

5. 資本金 二十万圓

6. 企業系統 子レ

7. 使用労働者数 男工 一〇一

8. 労働賃金 最高 三月七五 最低 五〇 平均 二四。七



9. 退職手当制度並福利施設の有無

退職手当制度アリ 福利施設ナシ

10. 事業主ノ団体關係

四 労働者側

1. 争議参加者数 男一〇五

2. 争議参加者中組合加盟者並ニ組合名

全従業員ヲ以テ江東一般労働組合ヲ組織ス

3. 応援団体 江東一般労働組合

五 争議發生ノ原因

最近物價騰貴ニ伴ヒ各方面ニ於テ賃上運動ノ招頭セルニ刺戟
セラルル本會社後従業員ニ下リテ八月二十九日工場内倉庫ニ於
テ賃金値上ニ關シ協議ノ結果賃金ニ割値上ヲ嘆願スルコトニ
決定相合中央委員長 福木直ニ外ニ三名カ後従業員ヲ代表シ今日
工場技術監督森忠治ト會見口頭ヲ以テ賃金ニ割値上ヲ嘆願セル